

児童手当制度改正比較表

区分		改正前（令和6年9月分まで）		改正後（令和6年度10月分から）	
支給対象		中学生（15歳到達後の最初の年度末まで）		高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）	
手 当 月 額	0歳～3歳未満	15,000円	第3子以降15,000円	15,000円	第3子以降30,000円
	3歳～小学生	10,000円		10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生	対象外		10,000円	
	所得制限	あり		なし	
児童の数え方		18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に第1子、第2子、第3子…と数える。		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（※）を対象として、上から順に第1子、第2子、第3子…と数える。	
支給月		2月、6月、10月（年3回） 各前月までの4か月分を支給		偶数月（年6回） 各前月までの2か月分を支給	